

令和 7 年度改定版

用賀中学校 PTA のご案内

お子さまのご入学おめでとうございます。

用賀中学校 PTA は、在籍するすべての子どもたちのために、
ご家庭・学校・地域とともに学校生活を支援します。

本冊子は、用賀中学校 PTA について、会則や活動内容について記載しています。
別途ご案内している入会案内や委員・係選出についてのお知らせの補足資料としてご活用ください。

コロナ禍を経て、用賀中学校 PTA は臨機応変に柔軟な運営をしています。
オンラインミーティングの活用やメール配信システムの導入、
インターネットを利用した委員係選出や PTA 総会など。

皆さんからお預かりした会費は、
用賀中学校の教育環境・教育条件の整備に役立てます。

令和 7 年4月
用賀中学校 PTA

目次

1. 会則について
2. 任意加入について
3. 委員・係について
4. 用賀中学校メール配信システム『メールメイト』について
5. 肖像権について～写真の撮影と使用についての承諾のお願い
6. 用賀中学校 PTA 総合保険 統合賠償責任保険について

資料1 PTA 会則

資料2 入会申込資料

1. 会則について

用賀中学校PTAは会則に則って、運営しています。

会則は本冊子資料1にありますのでご参照ください。

また、コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、会則に縛られることなく、PTA役員会で学校と協議のうえ、臨機応変に対応しています。臨時の措置として、従来とは違う対応を行う場合があることをご承知おきください。

2. 任意加入について

用賀中学校PTAへの加入は任意です。

別途ご案内している『用賀中学校PTA 任意加入について』(資料2)に詳細は記載していますので、ご一読いただき、ご検討ください。入会される方は『入会申込書』を、入会されない方は『非加入同意書』に必要事項を記入のうえ、期日までに提出してください。

3. 委員・係について

PTA会員のみなさまには、委員・係のご協力をお願いしています。

①選出について

Google フォームを活用した選出を行っています。会員の皆さんには、希望する(協力できる)委員・係を申し出ていただきます。各委員会や係ごとに、総人数や学年のバランスなどをみて、PTA役員によって調整をする場合がありますが、できるだけお申し出いただいたお気持ちに沿うよう対応します。

なお、委員の特性上、学級代表委員は、各クラス選出のご協力をお願いしています。

②委員について

会則にある6委員会から現在は以下の4委員会に減らして活動しています。

※活動内容は令和6年度実績より

◇学級代表委員会…クラス連絡のとりまとめなど 3年生は卒業対策の活動も行っています。

◇広報委員会…PTA広報誌『ゆずり葉』の制作

◇校外連携委員会…地域パトロール参加、標準服リサイクル開催

◇推薦委員会…次年度PTA役員選出のための準備、とりまとめなど

③係について

今年度係募集は行いません。学校行事や地域行事の実施によって募集しますのでご協力お願いします。

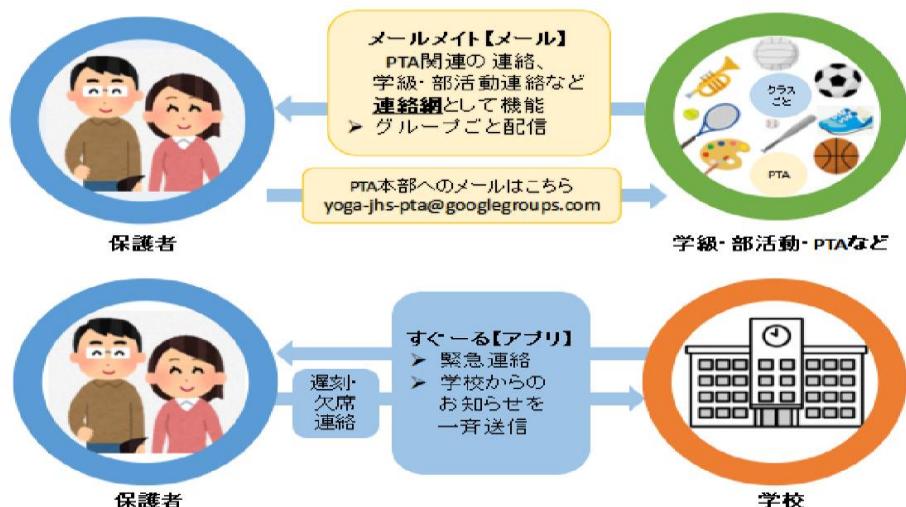
4. 用賀中学校PTA メール配信システム『メールメイト』について

用賀中学校 PTA では、令和3年度より株式会社メールメイト(JIPDEC プライバシーマーク付与事業者)が提供する「メールメイト for school」(※)を導入しています。

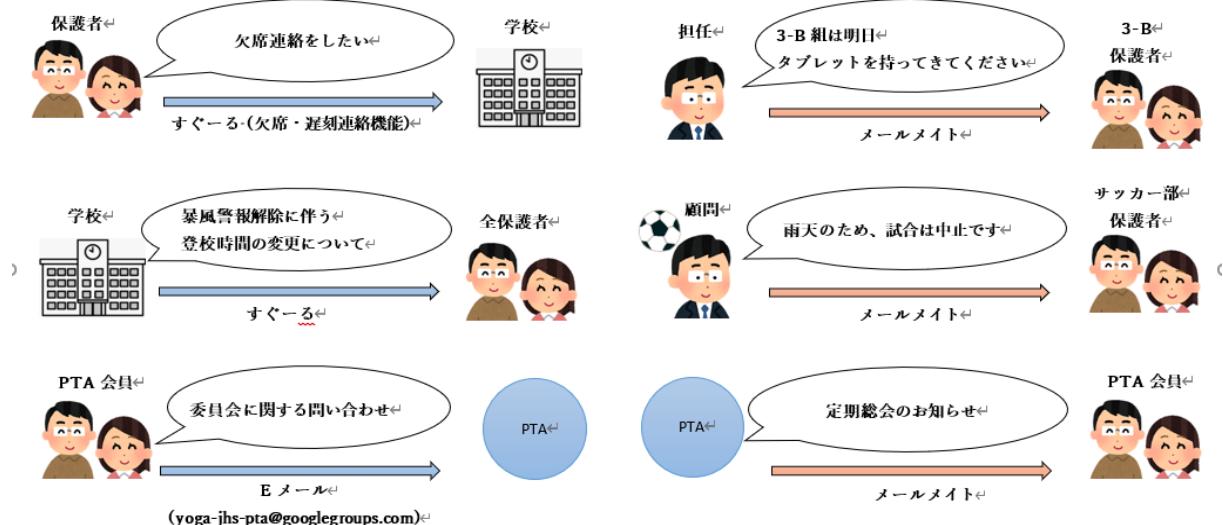
携帯電話・インターネットサービスの普及、ライフスタイルの多様化、個人情報保護等により、従前の電話連絡網による情報発信の利便性・効率性が低下していること。新型コロナウイルス感染症拡大防止、PTA 事業効率化、SDGs におけるペーパーレス(e-文書化)等、学校独自のメール配信システムを備える必要性が高まっています。

(※)<https://www.m-mate.com/>

- ◊システムの利用料(年間 85,800 円:一人当たり概算 200 円程度)は、PTA 予算より支出しています。
PTAへのご加入をお願いいたします。
- ◊登録の変更・解除は、ご自身でいつでも設定できます。
- ◊メールメイト for school の詳細(セキュリティ等)につきましては学校ホームページ、PTA のコンテンツをご覧ください。



☆学校(教育委員会)の『すぐーる』 PTA の『メールメイト』『Eメール』 こんな風に使い分けられます☆



世田谷区立用賀中学校メール配信システム登録のしかた

■ご登録の前に

ご登録できないメールアドレス

- 1 記号で始まる
- 2 @ (アットマーク)直前にドットがある
- 3 連続するドットを含んでいる
- 4 / (スラッシュ)を含んでいる

RFC (Request for Comments) に準拠していないメールアドレスはご登録できませんので、アドレスを変更するか別アドレスで行ってください。
※メールは一方通行です。返信はできません。
※メールの受信料は各自負担になります。

迷惑メール対策で受信拒否などの設定をしている方は、yoga@m-mate.com をアドレス指定してから行ってください。

■登録方法

(1)右記 A の QR コードから、<https://hp.m-mate.com/em-honbu/> に接続して、プライバシーポリシー及びメール会員規約をご一読いただき、同意される場合は以下の手順にて登録をしてください。

(2) yoga-t@m-mate.com へ空メールしてください。



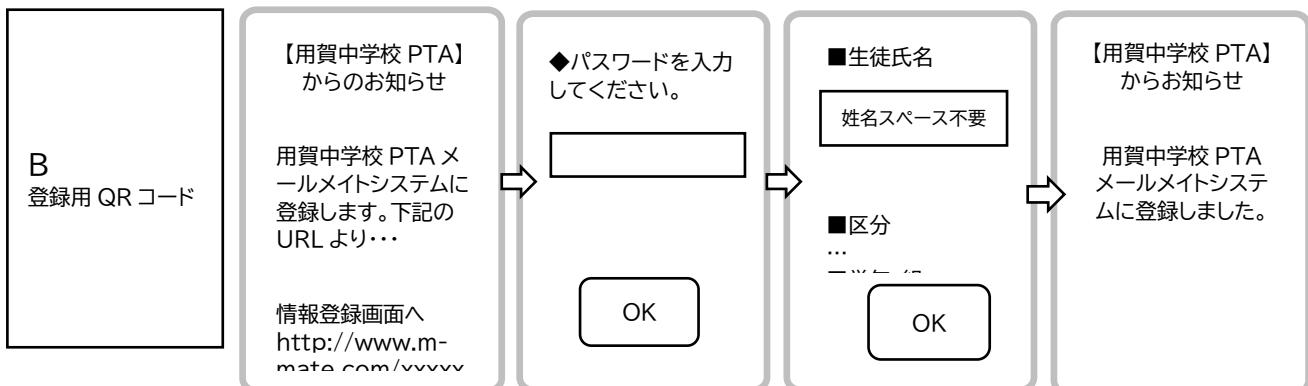
A

- ・ プライバシーポリシー
- ・ 利用規約
- ・ 登録できないとき

下記 B の登録用 QR コードをご利用ください。(件名本文は不要です。)
iPhone は「iPhone から送信」の署名を削除し、件名に「あ」と一文字だけ入れて送信してください。

(3)返信メールが来たら登録画面に進み、パスワードを **yoga122** と入力し OK を押してください。

(4)必要事項を入力・選択して OK を押してください。



※表示は機種により異なります。

(5)しばらくして登録完了のお知らせが届いたら終了です。

- ◇複数の生徒を登録する場合は、一人ずつ同様の手順で最初から行ってください。同じアドレスで複数登録した場合、一斉送信(全員送信)では登録の新しい方に 1 通だけ送られます。
- ◇返信メールがすぐに来ない方は、入力したアドレスが間違っていないか(ハイフン、アットマークは半角)何らかの受信拒否設定がされていないかを再確認してください。
- ◇URL 付きメールを拒否、登録していないアドレスからのメールを拒否、件名に2文字以上入れた、本文に署名や絵文字が入っているなどこれらの場合も登録時の返信メールが受け取れませんのでご注意ください。
- ◇登録できない原因や、登録状況を知りたい場合は、A の QR コードで『お困り Web』に接続してください。
- ◇登録された個人情報は、管理責任者を限定した上で、PTA からの連絡用にのみ利用され、第 3 者に開示することはありません(運営会社及び法的機関を除く)。

この件に関する問い合わせ: 13youga_ji@g.zenp.jp

5. 肖像権について～写真の撮影と使用について承諾のお願い

子どもたちの活躍や、用賀中学校の魅力をお伝えするための活動として、PTA では広報誌『ゆずり葉』やPTAだよりを発行しています。広報誌は広報委員会が、PTAだよりは役員会が発行しています。

紙面作成をする上で、写真を掲載する場合があることを皆さまにご理解いただき、ご承諾いただけますようお願いいたします。使用する写真は、学校からお借りする場合と広報委員や役員が撮影したものを使用する場合があります。

なお、ご承諾いただけない方は、副校長先生までメールにてお知らせください。

fuk122@setagaya.ed.jp

(タイトル:肖像権について 本文にクラスと生徒氏名と『掲載を希望しません』と入力の上、送信)

6. 用賀中学校 PTA 総合保険について

本校 PTA では、学校教育下における生徒ならびに PTA 会員の皆さまの怪我や事故に備えるために保険に加入しています。概要につきましては、用賀中学校ホームページの PTA コンテンツにある令和4年度の契約内容をご参考ください。会員の皆さまにおかれましては、万が一の時にはご活用ください。



掛金：一人につき 年額 230 円 程度

※PTA会費から支出しますので、新たに集金することはありません。

補償内容：学校ホームページ掲載

※「PTA 総合保険」「PTA 保険 ビジサポの案内」をご参照ください。

★ 万が一の怪我・事故の際には

取扱代理店：株式会社ライフプラザパートナーズ

03-5322-7211 受付時間 9:00 ~ 17:00(月~金)

担当：山口 慎太郎様（東京 FA 第一営業部）
shi.yamaguchi@lifeplaza.co.jp

注)以下、令和6年度契約内容になります。参考にしてください。

PTA 総合保険 損害保険ジャパン株式会社

■PTA 団体傷害保険

補 償 種 類	保険金額
死亡・後遺障害	155.2万円
入院保険日額	1,540円
手術保険金額	入院時: 15,400円 外来時: 7,700円
通院保険日額	1,071円

※ PTA 団体傷害保険の保険料算出の基となる会員世帯数には教職員を含みませんが、教職員も被保険者（補償の対象）に含まれます。

保険金をお支払いする場合（一部抜粋）

被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して保険金が支払われます。

- (1) 被保険者が PTA 会員の所属する PTA の管理下において PTA 行事に参加している間。
- (2) 被保険者が PTA 行事に参加するために PTA が指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中。

ビジサポ（統合賠償責任保険） 日新火災海上保険株式会社

教育活動をとりまく様々な賠償問題から生徒と学校を守る保険

補 償 内 容	支払限度額（1事故）	自己負担額（免責金額）
施設業務事故（教育業）	1億円	なし
対物超過復旧費補償特約	100万円	なし
被害者治療費等補償特約	1,000万円 1名 50万円	なし

過去の保険金支払い事例の一部

種 類	事 故 内 容	支 払 金 額
学校責任	グラウンドの草を草刈り機で除草していた際、石がフェンスの隙間を通って車にあたり破損させた	886,195
学校責任	プール角に設置していた簡易テントが風で飛ばされ、テントの足が学校横に停車していた車の屋根に落下し破損させた	544,320
学校責任	野球部の練習中打球が防球ネットを越えて信号待ちしていた車にあたってしまい破損させた	345,848
生徒責任	下校しようとした際、後方の教員に気が付かず振り向いた際に教員にぶつかって転倒し骨折させた	345,750

学校責任	体育の授業でサッカーをしていた際、ボールがフェンスを越えて駐車中の車にあたり破損させた	251,840
保管財物	教室内に保管していた複数生徒の私物が盗難にあった	188,816
生徒責任	部活動中机上に置かれていた生徒所有の楽器に体があたって落下し破損させた	152,600
生徒責任	お琴のボランティアの琴を移動させていた際に破損させた	137,500
見舞費用	テニス部の活動中、部員のラケットが他の部員にあたり前歯が折れた	100,000
借用財物	リースのPCに書類を挟んで閉めた際、クリップで液晶画面を破損させた	84,150
見舞費用	ドッヂボールを行っていた際、相手の投げたボールが顔にあたり眼鏡が破損した	45,100
見舞費用	バスケットボールを行っていた際、相手とぶつかって眼鏡が破損した	43,416
生徒責任	修学旅行にて就寝中に襖を破損させた	32,832
見舞費用	バドミントンのダブルスの試合中ラケット同士がぶつかってしまいラケットが破損した	22,880
保管財物	中体連から預かった優勝旗に足を引っかけてしまい破損させた	19,800
生徒責任	書道の授業を行っていた際、片付けの時に墨汁をこぼしてしまい、近くの席の生徒のジャージを汚損させた	17,380
学校責任	理科の授業中ガスバーナーを使用する際に指導が不十分だったため、生徒の制服が破損した	7,150

- ◆ 上記は自己の内容を簡易的にあらわしたものです。似たような事故でも状況によってはお支払いができない場合もあります。
- ◆ 対物の事故で全損の場合は時価が補償限度額になります。

7. ご質問 ご意見等 お問い合わせについて

PTAメールアドレス

13youga_j1@g.zenp.jp まで、ご連絡ください。





ようがの学び舎
世田谷区立用賀中学校 P T A 会則

在籍中は大切に保管ください

第1章 総則

第1条 < 名称 >

本会は世田谷区立用賀中学校PTAと称し、事務所を用賀中学校内におく。

東京都世田谷区上用賀5丁目15番地1 電話:03-3700-5600

第2条 < 目的 >

- 1) 本会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における生徒の健全な育成を助けることを目的とする。

第3条 < 活動 >

この会は前条の目的を遂行するために次の活動をする。

- 1) 本会は会員の教養の向上および相互の親睦を図り生徒の教育環境作りに努める。

第4条 < 方針 >

- 1) 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 2) 本会は生徒の教育ならび福祉のために目的を同じくする諸団体と協力する。
- 3) 本会は学校の人事・運営には干渉しない。
- 4) 本会は営利的・政治的・宗教的活動は行わない。

第5条 < 会員 >

- 1) 本会の会員となることのできる者は用賀中学校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる人(以下保護者という)及び教職員とする。
- 2) この会の会員は会費を納めるものとする。

第6条 < 会計 >

- 1) 本会は、年会費およびその他の収入によって運営する。
- 2) この会の年会費は、年度ごとに適正な金額を会長が提案し、総会の議決により決定し、『用賀中学校PTA年会費に関する定め』に定めます。徴収方法は実行委員会で決定します。
- 3) 前項の総会の議決は、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。
- 4) 本会の会費は第2条の目的達成のために使用する。
- 5) 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 6) 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 7) 本会の会計年度は、4月1日から翌3月31日とする。

第2章 役員

第7条 < 構成 >

本会役員は次の通りとする。

- 1) 会長 1名 (保護者)
- 2) 副会長 4名 (保護者3名と副校長)
- 3) 書記 3名 (保護者2名と教職員)
- 4) 会計 3名 (保護者2名と教職員)

但し役員会が必要を認めるときは、目的を明示し役員の数を変更できる。

第8条 < 任期 >

役員の任期は1年とする。但し、同一の役職は原則として2年を越えてはならない。

役員は任期満了後も後任者が就任するまではその責に任ずることができる。

第9条 < 選出 >

- 1) 役員は現会員及び新会員(予定)より推薦委員が選出し、総会の承認を得て決定する。
- 2) 推薦委員は役員・会計監査に推薦された場合、受諾した時点で委員を兼ねることはできない。

第10条 < 任務 >

- 1) 会長は次の職務を行う。
 - 1.会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2.会長は総ての会合および委員会に出席して意見を述べることができる。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 3) 書記は次の職務を行う。
 - 1.総会ならびに実行委員会などの重要事項を記録する。
 - 2.記録・通信・その他の書類の保管をする。
- 5) 会計は次の職務を行う。
 - 1.総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - 2.総ての金銭の収入支出を正確に記録する。
 - 3.紙面総会にて、会計監査の監査を経た決算を報告する。

第3章 会計監査委員

第11条 < 構成 >

監査委員は次の通りとする。

会計監査 2名（保護者）

第12条 < 選出 >

監査委員は現会員及び新会員（予定）より推薦委員が選出し、総会の承認を得て決定する。

第13条 < 任務 >

監査委員は会計を監査する。又役員会、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 委員会

第14条 < 各委員会 >

- 1) 各委員会は、各学級から選出された委員をもって構成される。
- 2) 各委員会は、必要に応じて定例会を開催する。また、必要に応じて、他の委員会との連携を図る。
- 3) 各委員会は、委員会の記録簿を備え、年度替りの際、委員長から新委員長に引き継ぐ。
- 4) 本校教職員は、全員委員として各部委員会に所属して活動する。

第15条 < 構成 >

委員は次の通りとする。

- 1) 学級代表委員 各学級から保護者2名と教職員
- 2) 家庭教育学級委員 各学級から保護者1名と教職員
- 3) 広報委員 各学級から保護者1名と教職員
- 4) 校外連携委員 各学級から保護者1名と教職員
- 5) PTA研修委員 各学級から保護者1名と教職員
- 6) 推薦委員 各学級から保護者1名と副校長

第16条 < 選出 >

- 1) 各委員は学級毎の集会で互選する。

- 2) 学級代表委員会は、学年毎の互選で学年代表3名を選出したのち、その3名から委員長1名と副委員長2名を互選する。
- 3) 家庭教育学級委員・広報委員・校外連携委員・PTA研修委員・推薦委員は、正・副委員長1名ずつを互選する。
- 4) 各委員会の構成に欠員等が生じ、会則に定める任務が実施困難と判断された場合、役員会が運営方法・活動内容を検討・決定する。

第17条 < 任務 >

- 1) 学級代表委員会は学級・学年・学校の運営に協力し、教職員と保護者および保護者相互の連絡・交流・親睦に努める。
- 2) 家庭教育学級委員会は、家庭・学校・地域社会において生徒の教育環境整備のために、会員の教養の向上を図る。
- 3) 広報委員会は、会報を発行し、情報の伝達に努め、その他の広報活動を行う。
- 4) 校外連携委員会は、生徒の安全確保や健全育成に努め、会員間の共助も図る。
- 5) PTA研修委員会は、生徒の教育・支援を考え、会員相互の学び合いを目的とする場を設ける。
- 6) 推薦委員会は、会員より次年度役員・会計監査を選出する。
概ね下記の手順により役員・会計監査を選出する。
 - 1、推薦委員会は、候補者の承認を書面により行い、会員の5分の1以上の同意を必要とする。
 - 2、推薦委員会は選出した役員を書面により紹介する。

第5章 集会

第18条 < 総会 >

- 1) 総会は最高の議決機関であり、全ての会員から構成される。
- 2) 総会は定期総会・紙面総会の2種とする。
 - 1、事業報告・決算報告の審議と承認。
 - 2、事業計画・予算案の審議と承認。
 - 3、役員の承認、規約改正。
 - 4、その他必要と認めた事業の審議と承認。
- 3) 定期総会は年1回、年度初めに開催し、年度末は書面をもって承認を得る。
- 4) 総会は委任状を含めて会員の5分の1以上の出席をもって成立する。
- 5) 決算は出席者の過半数の同意を必要とする。

第19条 < 臨時総会 >

実行委員会が認めた場合、または全会員の5分の1以上の要請がある場合は、会長が臨時総会を招集する。

第20条 < 全体委員会 >

役員・副校長・各委員をもって構成され、正副委員長の選出を行う。
なお、開催しない場合は、その役割を役員会が担うこととする。

第21条 < 実行委員会 >

実行委員会は本会の役員・校長及び各委員長・副委員長によって構成される。

実行委員の任務は次の通りである。

- 1) 各部委員会が立案した計画を検討する。
- 2) 年次計画・年度予算を立案する。
- 3) 総会に提出する報告書を作成する。
- 4) 必要ある場合に臨時委員会を設ける。
- 5) その他会員から委任された事務を処理し、会務を推進する。

なお、開催しない場合は、その役割を役員会が担うこととする。

第6章 附則

第22条 校長はいかなる会合にも出席し、意見を述べることができる。

第23条 本会則は総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

第24条 本会則は昭和49年4月1日から実施する。

昭和58年4月 1日……1部改正

昭和62年3月10日……1部改正

平成元年3月 9日……1部改正

平成 5年3月 5日……1部改正

(中略)

令和元年6月8日……1部改正

令和4年5月24日……1部改正

令和5年5月22日……1部改正

令和6年2月22日……1部改正

用賀中学校 PTA 細則

第1条 この会の入会の届出は、運営委員会の定める入会届出書に署名し、この会に提出して行うものとします。

第2条 この会の退会の届出は、退会する旨を記入して署名した書面をこの会に提出して行うものとし、提出日をこの会の退会日とします。

【用賀中学校PTA年会費に関する定め】

(令和5年5月22日)

1. この会の年会費は、保護者の会員については一家庭あたり、教職員の会員については1名あたり、それぞれ2,400円とする。
 2. 会員は、前項の年会費を、毎年1回納入する。
 3. 年度途中に本校に転入した生徒の保護者が入会した場合の年会費の金額は、転入の時期に応じ、次のとおりとします。
 - (1) 4月1日から 8月31日まで 年会費全額
 - (2) 9月1日から12月31日まで 年会費の 2/3
 - (3) 1月1日から 3月31日まで 年会費の 1/3
 4. 年度途中に会員が退会した場合に返還する年会費の金額は、退会事由のいかんを問わず、退会の時期に応じ、次のとおりとします。
 - (1) 4月1日から 8月31日まで 年会費の 2/3
 - (2) 9月1日から12月31日まで 年会費の 1/3
 - (3) 1月1日から 3月31日まで 御返金はありません

以上

令和4年4月作成

用賀中学校 PTA 運営組織

(※)はコロナウイルス感染拡大予防の観点から現在開催(活動)していません。

